

第1章 このテキストの使い方

加工食品の原材料に関する表示には、使用した原材料を重量順に表示するほか、国内で製造されるすべての加工食品を対象とした「原料原産地表示」¹や、特色のある原材料を使用している旨を強調した「特色のある原材料の表示」²等があります。

このテキストでは、農産加工品を対象として、原材料に関する情報のうち、原料原産地表示の対象となる「原産地（原産国）」の変更状況に着目した3つのモデルを作成し、それぞれの注意ポイントを企画・準備・製造・出荷の各段階に分けて解説します。

まずは基本的な注意ポイントを解説した基本モデル（単一産地モデル）をご覧ください、次に自らが製造・販売する製品に使用されている原料原産地が複数ある場合（複数産地モデル）や産地表示を随時変更する場合（産地随時変更モデル）は、それぞれ当てはまるモデルを併せてご覧ください。

基本モデル（単一産地モデル） →第2章

必読！

表示する原料原産地が1つ（1か国）であり、原料原産地をあらかじめ包材に印刷して使用するモデルです。

安定して調達できるとの見通しをもって決定した産地の原材料に対応して、原産地情報を包材に印刷するのですが、その見通しに反して原産地を変更するときは、特に注意が必要です。

あてはまる場合に併せてご覧ください。

複数産地モデル →第3章

表示する原料原産地が複数の産地（原産国）であるものの、基本モデルと同様に原料原産地をあらかじめ印刷した包材を使用するモデルです。

表示内容（国別重量順表示、又は表示、大括り表示）^{※1}に合うように、製品に使用する原産地別の使用量を管理し、その記録を残すことが大きなポイントです。

産地随時変更モデル →第4章

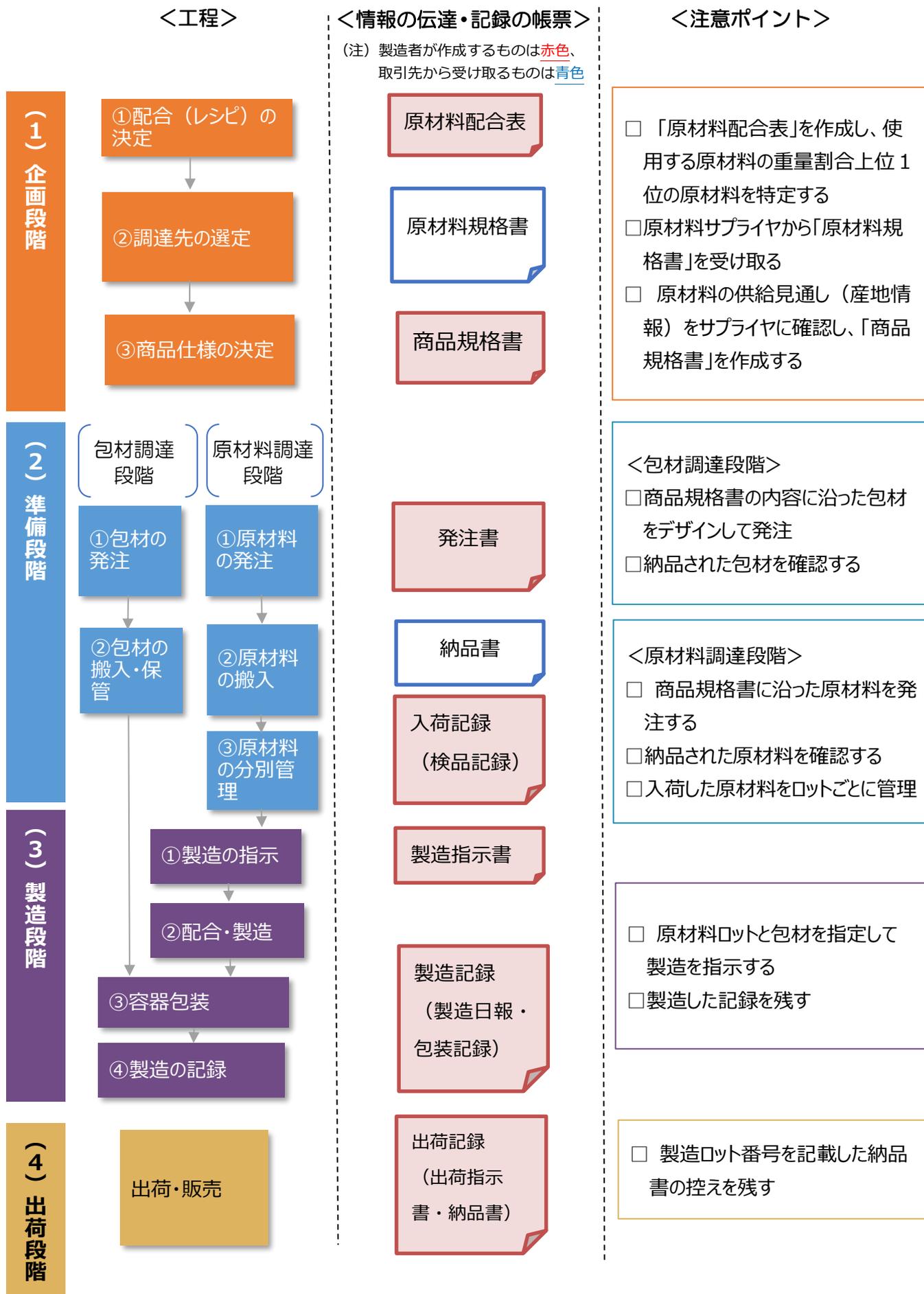
使用する原材料の原産地（原産国）の変更に応じて、随時、包材に原料原産地を印字する、又はラベル印刷して貼付するモデルです。

原材料を区分して保存すること、原材料の産地変更に対応して確実に表示（印字）内容を変更することがポイントです。

¹「原料原産地表示」、²「特色ある原材料の表示」については p.5 をご参照ください。

<農産加工品製造の流れ>

基本的な製造の流れは以下のとおりとなっております。



1 「原料原産地表示」

平成29年9月1日より（令和4年4月1日完全施行）、国内で製造されるすべての加工食品を対象に、重量割合上位1位の原材料の原産地を国名で表示することが義務付けられています。表示すべき原産地が複数ある場合には国別重量順表示。条件により「又は表示」や「大括り表示」が可能。（「原料原産地マニュアル」参照）

2 「特色のある原材料の表示」

「〇〇使用」、「〇〇入り」のように、特色のあることを示す用語を冠する等により、一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られたもの。Q&Aにおいて以下のとおり例示されている。（Q&A加工-207参照）

- ・ 特定の前産地のもの
- ・ 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品
- ・ 非遺伝子組換えのもの等
- ・ 特定の前造地のもの
- ・ 特別な栽培方法により生産された農産物
- ・ 品種名等
- ・ 銘柄名、ブランド名、商品名

なお、特色のある原材料等に関する事項を表示する場合、次のいずれかの割合を当該表示に近接した場所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100%である場合には、割合の表示を省略することができる。（「基準」第7条の表中「特色のある原材料等に関する事項」の項を参照）

- 1 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合
- 2 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。）